

**亶理町立学校給食センター
整備運営事業**

募集要項

2024（令和6年）1月26日

亶理町

目次

用語の定義	1
第1 募集要項等の定義	2
第2 事業概要	3
1 事業名称	3
2 事業に供される公共施設等の名称	3
3 公共施設等の管理者の名称	3
4 事業の目的	3
5 事業の内容	3
第3 募集及び選定に関する事項	7
1 募集及び選定の方法	7
2 募集及び選定スケジュール（予定）	7
3 応募者の備えるべき参加資格要件	7
第4 応募に関する事項	12
1 募集要項等の公表	12
2 応募に関する留意事項	15
3 予定価格	17
第5 優先交渉権者の決定	18
1 優先交渉権者の決定	18
2 審査結果の通知と公表	19
第6 提案に関する条件	20
1 敷地に関する各種法規制等	20
2 選定事業者が行う業務	20
3 公募時算定用年間給食提供食数	20
4 業務の委託	21
5 選定事業者の収入	21
6 事業の実施状況のモニタリング	22
7 モニタリング結果に対する措置	22
8 保険	22
9 町と選定事業者の責任分担	22
第7 事業実施に関する事項	23
1 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	23
2 法制上及び税制上の措置並びに財政上の支援等に関する事項	23
3 疑義対応・紛争処理	24

第8 契約に関する事項	25
1 事業契約の締結等	25
2 事業契約の概要	25
3 契約金額	25
4 契約の保証	25
第9 その他	26
1 情報公開及び情報提供	26
2 情報開示請求	26
3 問合せ先	26
別紙—1 リスク分担表	27
別紙—2 スキーム図	30

用語の定義

町	巨理町をいう。
本事業	巨理町立学校給食センター整備運営事業をいう。
本施設	本事業で事業者が事業用地において設計・整備等を行う施設及び設備のすべてをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものとする。
民間事業者	本事業に興味がある民間企業全体を指す。
応募者	本事業のプロポーザルに参加するために複数の企業で構成された企業グループを指す。構成事業者(代表事業者含む)と協力事業者から成る。
優先交渉権者	本事業のプロポーザルに参加した者のうち、審査結果の順位が最も上位となった企業グループを指す。
選定事業者	本事業を実施する者として事業契約を締結した企業グループを指す。
代表事業者	構成事業者の中で応募手続きを行い、町との対応窓口となる一事業者を指す。
構成事業者	特定事業を担当する企業をいい、応募者を構成する法人で町と直接契約を締結する事業者を指す。
協力事業者	応募者を構成する法人で、町と直接契約を締結しない事業者を指す。
事業者(リスク分担表)	事業を遂行する者を指す。
特定事業	公共施設の整備等に関する事業であって、民間資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

第1 募集要項等の定義

本募集要項は、亘理町が設計・施工・維持管理・運営一括発注方式(以下「DBO方式」という。)により発注する亘理町立学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)に対して本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザルにより募集及び選定するにあたり、本プロポーザルに参加しようとする者(以下「応募者」という。)を対象に交付するものである。

また、本募集要項に添付されている以下の資料は、本募集要項と一体のものとする。(以下「募集要項等」という。)

1. 要求水準書
2. 審査基準書
3. 様式集
4. 基本協定書(案)
5. 事業契約書(案)
6. 設計建設監理業務委託契約書(案)
7. 維持管理・運營業務委託契約書(案)

また、本募集要項等と、既に公表している実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答と相違がある場合は、本募集要項等に規定する内容を優先するものとする。

本募集要項等に記載がない事項については、本募集要項等に関する質問・意見に対する回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業名称

亙理町立学校給食センター整備運営事業

2 事業に供される公共施設等の名称

亙理町立学校給食センター

(本体施設及び附帯施設を含む。以下「本施設」という。)

3 公共施設等の管理者の名称

亙理町長 山田 周伸

4 事業の目的

亙理町立学校給食センターは、1972(昭和 47)年に建築され、開設から 50 年が過ぎ、老朽化が進行しており、建物や設備の維持修繕に多大な労力を要している状況にある。また、安全・安心な食材や衛生管理に対する保護者等の意識が高まり、食育、食物アレルギー対応等、学校給食に対するニーズが多様化している状況を踏まえ、より安心・安全な学校給食の提供に向けた、新たな学校給食センターの更新・建替えが求められている。

一方で、本町の人口は 2005(平成 17)年の約 35,000 人をピークに減少に転じるとともに、少子高齢化の進行により人口構造が大きく変化しているほか、財政状況も社会保障費や公債などの増加により、財政構造が硬直化し、今後も厳しい状況が続くものと見込まれることから、新たな学校給食センターの更新・建替えにあたっては運営や整備等の在り方について長期的な視点で検討する必要がある。

このような背景を踏まえ、本事業は、設計・整備・維持管理・運営を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できる DBO 方式を導入し、安全で安心な学校給食を安定的に提供することを目的として実施するものである。

5 事業の内容

(1) 施設概要

事業用地	宮城県亙理郡亙理町字悠里 1-16
敷地面積	約 5,420 m ²
供給能力	1日最大 2,500 食とする。(アレルギー対応食(20 食)を含む。)

(2) 事業方式

本事業は、DBO 方式により実施するものとし、町は、本施設の設計・建設及び維持管理・運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

(3) 契約形態

町は、本事業について施設整備業務及び維持管理・運營業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本協定を選定事業者と、事業契約を基本協定締結後の選定事業者と締結する。更に、事業契約に基づき、設計事業者と建設事業者は、設計建設監理業務委託契約を締結する。

また、町は事業契約に基づき、維持管理事業者と運營業務者は、本事業に係る維持管理・運營業務委託契約を締結する。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から 2041(令和 23)年7月までとする。

スケジュール	時期
優先交渉権者の決定・公表	2024(令和6)年7月上旬から中旬
基本協定の締結	2024(令和6)年8月中旬
代表事業者との事業契約の調印 (仮契約)	2024(令和6)年8月頃中旬
事業契約の議会の議決日(効力の発生)	2024(令和6)年9月頃
施設の整備(設計、建設)期間	2024(令和6)年10月～2026(令和8)年6月末
施設の引渡し (施設の供用開始は 2026(令和8)年9月1日)	2026(令和8)年6月末
施設の開業準備期間	2026(令和8)年7月～2026(令和8)年8月下旬
施設の維持管理・運営期間	2026(令和8)年7月～2041(令和 23)年7月
事業契約の完了	2041(令和 23)年7月

(5) 事業の範囲

選定事業者が実施する業務は、次のアからエに掲げるものとする。

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務及び関連業務
- (イ) 設計業務及び関連業務
- (ウ) 建設業務及び関連業務 ※上下水道延伸配管敷設費含む
- (エ) 工事監理業務及び関連業務
- (オ) 調理設備調達・設置業務
- (カ) 食器・食缶等調達業務
- (キ) 施設備品調達・設置業務

イ 開業準備業務

ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 附帯施設保守管理業務
- (エ) 調理設備保守管理業務
- (オ) 食器・食缶等保守管理・更新業務
- (カ) 施設備品保守管理・更新業務
- (キ) 清掃業務
- (ク) 警備業務

エ 運営業務

- (ア) 食材検収業務
- (イ) 調理等業務
- (ウ) 衛生管理業務
- (エ) 洗浄・残渣等処理業務
- (オ) 給食配送・回収業務
- (カ) 運営備品調達・更新業務

給食の運営に関して町が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- (ア) 献立作成業務
- (イ) 食材調達
- (ウ) 食材検収業務(検収簿の作成)
- (エ) 給食費の徴収管理業務
- (オ) 配膳業務
- (カ) 食数調整業務
- (キ) 食育指導

なお、町が別途発注する米飯・パン・牛乳等(以下、「直接搬入品」とする。)については、学校へ直接搬入されるため、本事業の給食の運営業務に含まない。

ただし、パン、ご飯の残食は、選定事業者が回収すること。残食回収に必要な袋等は事業者が準備すること。

(6) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等(法律、政令、省令、基準等)及び町の条例等(条例、規則、告示、訓令等)を遵守すること。

(7) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は、当該給食センターを要求水準書に示す良好な状態で町に引き継ぐこと。

第3 募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業の優先交渉権者の決定は、公募型プロポーザルによる総合的な評価により行う。

2 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。

時期	内容
2024(令和6)年1月26日	募集要項等公表(募集要項、事業契約書(案)、要求水準書等の公表)
2024(令和6)年2月1日	募集要項等説明会
2024(令和6)年2月26日	募集要項等に関する質問・意見の受付締切
2024(令和6)年3月11日	募集要項等に関する質問・意見に対する回答公表
2024(令和6)年1月26日から 2024(令和6)年4月5日	参加表明書等の受付(参加表明書、参加資格確認申請書)
2024(令和6)年4月19日	参加資格確認審査結果の通知
2024(令和6)年5月20日	提案書の受付
2024(令和6)年7月上旬から中旬	優先交渉権者の決定及び公表
2024(令和6)年8月中旬	基本協定の締結
2024(令和6)年8月中旬	仮事業契約締結
2024(令和6)年9月	事業契約議決、事業契約の締結

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者は、次のとおり複数の事業者(法人に限る。)で構成するものとする。

- ア 構成する事業者(以下「構成事業者」という。)は、町から直接業務を受託・請け負うものとする。
- イ 応募者は、必ず、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する事業者(以下「設計事業者」という。)、建設に係る業務等を担当する事業者(以下「建設事業者」という。)、工事監理に係る業務等を担当する事業者(以下「工事監理事業」という。)、維持管理に係る業務等を担当する事業者(以下「維持管理事業者」という。)及び給食の運営に係る業務等を担当する事業者(以下「運営事業者」という。)を含む事業者により構成されるものとする。設計事業者、建設事業者、工事監理事業、維持管理事業者及び運営事業者は、それぞれ一事業者とすることも複数の事業者の共同とすることも可能とする。
- ウ 同一の事業者が複数の業務を実施することはできるが、工事監理事業と建設事業者を同一の者又は相互に資本金若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

- ア) 「資本面で関係のある者」とは、当該事業者の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該事業者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。
- エ 応募者の構成事業者は、次の定義により分類し、参加表明書の提出時にはいずれかの立場であるかを明らかにするものとする。
- オ 代表事業者:構成事業者の中で応募手続きを行い、町との対応窓口となる一事業者
- カ 構成事業者:特定事業を担当する企業をいい、応募者を構成する法人で町と直接契約を締結する事業者
- キ 協力事業者:応募者を構成する法人で、町と直接契約を締結しない事業者
- ク 一応募者の構成事業者は、他の応募者の構成事業者になることはできない。また、一応募者の構成事業者のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成事業者となることはできない。
- ケ 構成事業者(代表事業者を含む。)には、亘理町内又は、宮城県内に本社を有する事業者を一者以上含むこと。協力事業者については可能な限り亘理町内又は、宮城県内に本社を有する事業者を含むこと。
- コ 必要に応じてその他の事業者(以下「その他事業者」という。)を応募者に含めることができるものとする。

(2) 構成事業者の参加資格要件

構成事業者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力及び事業を効率的・効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。かつ、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア 共通事項

2023(令和5)年度において、令和5・6年度亘理町の入札参加資格者名簿に記載されていること。なお、記載のない事業者は、亘理町一般競争(指名競争)入札参加資格審査(更新・新規)申請要領にある必要書類を、令和6年2月1日から2月15日の間に「第9 3問合せ先」へ提出すること。書類の詳細は、亘理町一般競争(指名競争)入札参加資格審査(更新・新規)申請要領を参照すること。

イ 設計事業者

構成事業者である設計事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法(1950(昭和 25)年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

※「HACCP に関する相当の知識を有している」とは、HACCP 対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会等の受講歴等を有する者を配置することをいう。以下同じ。

ウ 建設事業者

構成事業者である建設事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は(イ)から(エ)までの要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法(1949(昭和 24)年法律第 100 号)第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 2013(平成 25)年度以降、公募公告の日までに、延床面積が 2,000 m²以上の公共施設の完成実績(共同企業体方式にあっては、出資比率 20%以上の構成事業者及び協力事業者としての完成実績)があること。
- (ウ) 公募公告時点で最新の経営規模等評価結果通知・総合評定値通知の建設工事の種類「建築一式工事」の総合評定値(P点)が、850 点以上であること。
- (エ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を配置できること。
 - a 監理技術者資格者証(建築)及び監理技術者講習修了証を有していること。
 - b 参加資格確認申請の日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

エ 工事監理事業者

構成事業者である工事監理事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は(イ)の要件を満たすこと。

- (ア) 建築士法(1950(昭和 25)年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

オ 維持管理事業者

構成事業者である維持管理事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、(ア)及び(イ)についてはすべての者が満たすこと。

- (ア) 事業を実施するために必要な許認可等を有していること。
- (イ) 事業を実施するために必要な有資格者等を配置できること。

カ 運営事業者

構成事業者である運営事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、少なくとも一者以上はすべての要件を満たすこと。

(ア) 2013(平成 25)年度以降、公募公告の日までに、ドライシステムの学校給食施設又は健康増進法(2002(平成 14)年法律第 103 号)に基づく特定給食施設において、2,000 食以上の調理業務の実績があること。

(イ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

キ 調理設備事業者

(ア) 施設整備業務を担当する調理設備事業者は構成事業者とすること。維持管理業務の保守管理・更新業務を担当する調理設備事業者を、構成事業者または協力事業者にするかの判断は事業者の提案に委ねる。

(イ) 構成事業者である調理設備事業者は、共通事項を満たすこと。

ク その他

前項イからキに記載する事業者以外は、共通事項を満たすこと。

(3) 構成事業者の制限

次に該当する者は、構成事業者となることはできない。

ア 地方自治法施行令(1947(昭和22)年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者。同法同施行令同条第2項の規定に基づく入札参加制限を受けている者

イ 会社更生法(2002(平成14)年)法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(1999(平成11)年)法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

ウ 巨理町入札参加業者指名停止要領(1986(昭和61)年2月26日制定)に基づく指名停止を受けている者

エ 参加資格確認申請の日において、国税又は地方税を滞納している者

オ 町が本事業のために設置する選定委員会の委員が属する組織・事業者及びこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者

カ 本事業のコンサルタント業務に関与した者及びこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者

本事業のコンサルタント業務に関与している者は以下のとおりである。

日本工営都市空間株式会社

シティニューワ法律事務所

- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(1991(平成3)年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団。また役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員
- ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(1999(平成11)年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成事業者

(4) 応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等

応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の受付期限日とする。

参加資格確認後、優先交渉権者の決定までの期間に、代表事業者が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。また、代表事業者以外の構成事業者や協力事業者が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、町が該当する構成事業者や協力事業者の除外又は変更を認めた場合を除き、失格とする。

優先交渉権者の決定以降、契約締結までの期間に、優先交渉権者の構成事業者が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合がある。

(5) 応募者の変更

参加表明書提出以降においては、代表事業者の変更は認めない。構成事業者及び協力事業者の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議を行うこととする。町が妥当と判断した場合は、参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに応募者の変更及び追加を認めるものとする。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、構成事業者及び協力事業者の変更については、当該変更後においても参加資格の確認を受けた上、応募者の提案内容が担保されることを町が確認した場合において認める。

第4 応募に関する事項

1 募集要項等の公表

募集要項等は町のホームページ等に公表する。

(1) 募集要項等説明会

ア 日時及び場所

令和6年2月1日(木)14時～

亶理町役場 2階大会議室

宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地

イ 申込期間

令和6年1月26日(金)から1月31日(水)午前10時まで(必着)

ウ 申込方法

募集要項等に関する説明会への参加申込書(様式1-1)を入力し、Excel ファイルを添付し電子メールにより参加申込期間内に提出すること。

参加については、参加企業1社につき最大2名までとする。なお、多数の参加希望者があつた場合は、参加人数の制限及び日時の変更を行うことがある。当日は、募集要項等の資料配布は予定していないため、各自持参すること。

エ 申込先

「第9 3 問合せ先」に記載の電子メール宛てに送付すること。

オ その他

自動車使用の場合は、現施設の駐車場を開放するが、できる限り乗り合わせる。また、事業予定地は、当日自由に確認してよい。

なお、当日は、公平を期すため、口頭での質問・意見は受け付けない。質問・意見がある場合は、募集要項等に関する質問・意見書(様式1-3)を入力し、提出すること。詳細は、「第4 1 (3)募集要項等に関する質問・意見の受付」に示す。

(2) 配送校の見学会

配送校の見学会については、別紙「亶理町立学校給食センター整備運営事業に係る配送校の現地見学会について」により実施する。見学を希望する場合は、(様式1-2)配送校の見学会申込書により申し込みをすること。

ア 日時及び場所

令和6年2月14日(水)13時20分～
亶理町役場(集合場所)
宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地

※見学校は下記の5校について行う。(配送する際に、校内に狭い場所がある等、注意が必要な学校を見学していただく。)

・亶理小学校、荒浜小学校、高屋小学校、逢隈小学校、吉田中学校

イ 申込期間

令和6年1月26日(金)から2月6日(火)午後3時まで(必着)

ウ 申込方法

配送校の見学会申込書(様式1-2)を入力し、Excel ファイルを添付し電子メールにより参加申込期間内に提出すること。

参加については、参加企業1社につき最大2名までとする。なお、多数の参加希望者があった場合は、参加人数の制限及び日時の変更を行うことがある。当日は、募集要項等の資料配布は予定していないため、各自持参すること。

エ 申込先

「第9 3 問合せ先」に記載の電子メール宛てに送付すること。

オ その他

自動車使用の場合は、現施設の駐車場を開放するが、できる限り乗り合わせることを。

(3) 募集要項等に関する質問・意見の受付

募集要項等に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。なお、町は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

ア 受付期間

令和6年1月26日(金)から2月26日(月)午後3時まで(必着)

イ 提出方法

質問・意見の内容を簡潔にまとめ、募集要項等に関する質問・意見書(様式1-3)を入力し、Excel ファイルを添付し、電子メールにて送付すること。

ウ 送付先

「第9 3 問合せ先」に記載の電子メール宛てに送付すること。

(4) 募集要項等に関する質問・意見に対する回答公表

募集要項等に関する質問・意見に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年3月11日(月)までに、町のホームページに掲載し、公表する。

なお、町は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、提出者に直接問い合わせを行うことがある。

(5) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

ア 参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付

応募者からの参加表明書及び参加資格確認に必要な書類を受け付ける。

<参加表明書、参加資格確認に必要な書類の受付>

日時	令和6年1月26日(金)～令和6年4月5日(金) 午前8時30分から午後5時まで(ただし、12時から13時及び閉庁日を除く。)
受付場所	「第9-3 問合せ先」を参照すること。
提出書類	参加表明書(様式2-1)、グループ企業表(様式2-2)、委任状(様式2-3)、参加資格確認申請書(様式2-4)及び添付書類(様式2-5～2-19)
提出方法	直接持参又は簡易書留郵便もしくは配達証明郵便(以下「郵送」という。)により提出すること。 ※郵送の場合は期限までに必着のこと。 ※封筒に「亘理町立学校給食センター整備運営事業 資格審査書類在中」と朱書きすること。
提出部数等	必要な添付書類を含めて正1部・副2部を作成・提出すること。 提出にあたっては簡易ファイルに綴じて提出すること。

提出された参加表明書及び参加資格確認申請書は返却しない。

提出された参加表明書及び参加資格確認申請書の変更、差替えもしくは再提出は原則として認めない。

参加表明書及び参加資格確認申請書の作成及び提出に要する費用はすべて応募者の負担とする。

受付期限日までに参加表明書と参加資格確認申請書を提出しない応募者及び参加資格がないとされた応募者は、本事業に参加することができない。

イ 参加資格審査結果の通知

町は、参加資格確認申請書をもとに参加資格を確認し、その結果を令和6年4月19日(金)までに代表事業者に通知する。なお、参加資格がないと判断された者は、令和6年4月26日(金)までにその理由について書面で説明を求めることができる。

ウ 辞退

参加表明書等の提出以後、辞退する場合は、辞退届(様式3-1)を令和6年5月20日(月)午後5時までに、互理町教育委員会教育総務課に持参、又は郵送(提案書締切前日までに到着するものに限る。)により提出すること。なお、辞退した場合において、今後、町の行う業務において不利益な取扱いはされない。

また、参加資格があると通知された者が、提案書を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

(6) 提案書の受付

応募者は、次のとおり提案書を提出すること。

< 提案書の受付 >

受付日	令和6年5月20日(月)午前8時30分から午後5時まで (ただし、12時から13時を除く)
受付場所	「第9 3 問合せ先」を参照すること。
提出書類・ 提出部数	(1) 提案価格・提案価格計算書(様式4-2・4-3) (2) 提案書 提案書類提出書(様式4-1)は、1部提出。 提案書類は、次の内容とし、各々正1部、副8部提出。 ・事業計画全般に関する提案書(様式5-1、5-9) ・施設整備業務に関する提案書(様式5-2) ・維持管理業務に関する提案書(様式5-3) ・運營業務に関する提案書(様式5-4) ・開業準備業務に関する提案書(様式5-5) ・価格の妥当性(様式5-6～5-8) ・提案図面(様式6-1～6-12) ・上記のデータを収納したCD-R又はDVD-R(正1部) ※提案図面はA3版の簡易ファイル綴じとし、それ以外の提案書については、A4版の簡易ファイル綴じとする。
提出方法	直接持参により提出すること。
留意事項	提出するデータは次のとおりとする。 ・提案書：Word形式 ・提案書：Excel形式(計算式は残すこと) ・提案図面：PDF形式

(7) プレゼンテーション及びヒアリング等

町は、応募者に対し、令和6年6月下旬に提案審査書類の内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な実施方法は、後日、町より代表事業者に対して通知する。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は提案審査書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾した

ものとみなす。

(2) 費用負担

参加に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

(4) 著作権

提案審査書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、町は、事前に事業者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、町による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しないものとする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うこととする。

(6) 提案審査書類の取扱い

提出された提案審査書類については、変更できないものとし、また、返却しない。

(7) 町からの提示資料の取扱い

町が提示する資料は、本事業の募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 募集・審査の中止

天災地変等やむを得ない理由により、ヒアリングの実施ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、応募者の不正不穏行動等により審査を公正に執行できないと認められるときには、審査の実施を延期し、又は取りやめることがある。

(9) 提案審査書類の無効に関する事項

以下のいずれかに該当する応募者の提案審査書類は、無効とする。なお、選定事業者の

決定後において、当該の選定事業者が以下のいずれかに該当することが判明した場合には、選定事業者の決定を取り消す。

- ア 参加資格を有していない応募者のもの
- イ 提案審査書類が所定の日時までには到着しないもの
- ウ 同一の応募者から2つ以上の提案審査書類が出されたもの
- エ 提案審査書類に必要な記名押印のないもの
- オ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- カ 代理人が提案審査書類を提出する場合において、委任状の提出がないもの
- キ 応募者が明らかに協定して応募し、その他の応募に際し不正の行為があったと認められるもの
- ク その他、互理町財務規則(平成7年互理町規則第6号)に違反したもの

(10) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表事業者に通知する。

3 予定価格

本事業の提案上限額は、施設整備業務 2, 249, 500, 000 円(消費税及び地方消費税を含む。)、維持管理・運營業務(開業準備業務含む) 3, 127, 300, 000 円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

第5 優先交渉権者の決定

1 優先交渉権者の決定

(1) 審査の手順

審査は二段階の審査によるものとし、以下の手順で実施する。

- ア 資格審査: 第一次審査として参加資格の有無を確認する。
- イ 提案審査: 第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成され、「基礎審査」では、提案価格及び提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。「総合審査」では、提案価格及び、応募者からの提案内容のプレゼンテーション、応募者へのヒアリングを行い、様々な視点から総合的に評価する。

資格審査及び基礎審査は事務局が行うものとし、総合審査は、事務局と「亘理町立学校給食センター整備運営事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が実施する。選定委員会は、有識者及び町職員で構成され、審査基準書の基準に基づいて提案内容の評価を行うほか、事務局が提案価格の評価を行い、それぞれの評価点の合計により提案者の順位を決定する。町は、総合審査による審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

委員は、以下のとおりである。選定委員会を経て「委員」が「委員長」に代わる場合がある。また、委員に異動があった場合は、後任者をもって充てるものとする。なお、選定委員会における審査は非公開とする。

[敬称略]

区分	氏名	所属等
委員	石井 敏	東北工業大学 建築学部 建築学科/計画・設計教授(副学長・建築学部長)
委員	氏家 幸子	仙台白百合女子大学 人間学部 健康栄養学科 准教授
委員	千葉 文彦	副町長
委員	亘理町 総務課課長	
委員	亘理町 財政課課長	
委員	亘理町 教育次長	

注) 各委員に対し、自己に有利になることを目的として接触等働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

(2) 優先交渉権者の決定

町は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(3) 審査の方法及び審査基準

具体的な審査の方法及び審査基準等は審査基準書に示す。

2 審査結果の通知と公表

町は、優先交渉権者の選定結果を代表事業者に通知するとともに、審査結果及び選定結果を町のホームページにて公表する。

第6 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、以下のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案審査書類を作成するものとする。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 敷地に関する各種法規制等

本施設が立地する敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

計画位置	宮城県亶理郡亶理町字悠里 1-16
敷地面積	約 5,420 m ² ※【添付資料-1】敷地平面図を参照とする。
用途地域	用途地域指定区域外(白地)
建ぺい率/容積率	70%/200%
所有者	亶理町
インフラ条件等	上・下水道:未整備、電気:未整備、プロパンガス
建築物・施設の条件等	建築基準法による用途:工場
その他の条件	埋蔵文化財関係:該当しない

2 選定事業者が行う業務

選定事業者が行う業務は、第2 5(5)事業の範囲及び要求水準書に示すとおりとする。

3 公募時算定用年間給食提供食数

提案価格の算定にあたっては、年間給食提供食数を以下のとおりとする。

表：公募時算定用年間給食提供食数

運営年度	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年
合計食数	315,609食	458,600食	446,400食	431,200食	441,000食	430,800食	420,800食	411,000食
	令和16年	令和17年	令和18年	令和19年	令和20年	令和21年	令和22年	令和23年
	401,600食	467,800食	457,000食	446,400食	436,000食	426,000食	479,200食	162,928食

表・配送状況

学校名		学級数(うち、特支)	児童・生徒数	教職員等数	計	
小学校 (6校)	亘理小学校	23 学級(4学級)	620 人	41 人	661 人	
	荒浜小学校	8学級(2学級)	107 人	16 人	123 人	
	吉田小学校	8学級(2学級)	83 人	17 人	100 人	
	長瀬小学校	8学級(2学級)	98 人	17 人	115 人	
	逢隈小学校	23 学級(4学級)	596 人	41 人	637 人	
	高屋小学校	8学級(2学級)	55 人	17 人	72 人	
小計		78 学級	1,559 人	149 人	1,708 人	
中学校 (4校)	亘理中学校	15 学級(3学級)	407 人	37 人	444 人	
	荒浜中学校	5学級(2学級)	63 人	17 人	80 人	
	吉田中学校	4学級(1学級)	75 人	15 人	90 人	
	逢隈中学校	11 学級(2学級)	300 人	25 人	325 人	
小計		35 学級	845 人	94 人	939 人	
総計		10 校	113 学級	2,404 人	243 人	2,647 人

※2023(令和5)年5月1日現在

※配送校のうち、亘理中学校と吉田中学校、荒浜中学校と逢隈中学校は令和 10 年4月1日に再編予定である。よって、事業期間中において、配送校の数や給食喫食者数に変更が生じること留意すること。

4 業務の委託

選定事業者は、参加資格審査書類に示したとおり、構成事業者に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、町の承諾を得た場合に限り、参加資格審査書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。

なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果の如何にかかわらず、すべて選定事業者が責任を負うものとする。

5 選定事業者の収入

町は、設計工事監理事業者及び建設請負事業者に給食センター施設整備に係る対価を支払い、運営事業者に維持管理・運営に係る対価を支払う。具体的な支払方法、支払時期については、設計建設監理業務委託契約書(案)において示す。

なお、維持管理・運営に係る対価は、平準化して各年度同額の金額を支払うこととし、一定以上の給食数が増減する場合は変動料金を適用することを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとする。詳細については、維持管理・運営業務委託契約書(案)に示す。

6 事業の実施状況のモニタリング

町は、選定事業者が実施する設計、建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、各事業契約において定めるものとする。

7 モニタリング結果に対する措置

町は、モニタリングの結果、選定事業者が実施する設計、建設、開業準備、維持管理及び運営の水準が町の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

8 保険

設計建設監理業務委託契約書(案)及び維持管理・運營業務委託契約書(案)を参照すること。

9 町と選定事業者の責任分担

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業における責任分担は、『リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する』との考え方にに基づき、町と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、町が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

町と選定事業者とのリスク分担は、原則として「別紙ー1 リスク分担表」に加え、設計建設監理業務委託契約書(案)及び維持管理・運營業務委託契約書(案)に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

町又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、町及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、各事業契約において定めるものとする。

第7 事業実施に関する事項

1 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、その発生事由ごとに事業契約書等に示す規定に従い対応することとする。

町は、選定事業者の提供するサービスが町の要求水準を下回る場合、その他選定事業者が債務不履行又はその懸念が生じた場合、選定事業者に対し修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとし、原則として選定事業者に対し一定の修復期間を与えて、選定事業者の事業遂行能力の修復を待つこととする。修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、町はサービスの対価の減額又は支払いの停止措置又は選定事業者との契約を解除できるものとする。

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化したため、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合、町は選定事業者に対する催告を行うことなく事業契約を解除できるものとする。

町が事業契約を解除した場合、選定事業者は町に生じた合理的損害を賠償するものとする。詳細については設計建設監理業務委託契約書(案)及び維持管理・運營業務委託契約書(案)に示す。

(2) 町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

町の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は事業契約を解除することができるものとする。この場合、町は選定事業者が生じた合理的損害を賠償するものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、町及び選定事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、町と選定事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。詳細については設計建設監理業務委託契約書(案)及び維持管理・運營業務委託契約書(案)に示す。

2 法制上及び税制上の措置並びに財政上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、町は選定事業者と協議する。

(2) 財政上の支援に関する事項

町と選定事業者との事業契約の締結時に、施設整備に係る交付金が町に交付決定された場合には、これを町が選定事業者を支払う代金の一部に充当する。なお、選定事業者は、町が行う交付金に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

(3) その他の支援に関する事項

町は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、町は、選定事業者と協議を行う。

3 疑義対応・紛争処理

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、設計建設監理業務委託契約書及び維持管理・運営業務委託契約書に規定する具体的措置にしたがう。

また、本事業に関する紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第8 契約に関する事項

1 事業契約の締結等

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者の決定後は速やかに、町は優先交渉権者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、町は基本協定の締結後、審査講評及び結果の詳細について町のホームページにて公表する。

(2) 各事業契約の締結

町と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議調整し、基本協定を締結及び事業契約、設計建設監理業務委託契約、維持管理・運営業務委託契約を随意契約で締結する。

なお、仮契約は、本事業に係る契約に関する議案が互理町議会の議決を経た場合に本契約となる。

2 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき施設整備、開業準備、維持管理及び運営に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法を定める。

3 契約金額

契約金額は、提案価格の金額とする。

4 契約の保証

設計建設監理業務委託契約書及び維持管理・運営業務委託契約書を参照すること。

第9 その他

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、町のホームページにて適宜公表する。

2 情報開示請求

提出書類は、法人の正当な利益を害する情報の開示となるため、開示は行いません。

3 問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりである。

担当部署	亶理町教育委員会 教育総務課
住所	宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地
電話番号	0223-34-0509
FAX	0223-34-7684
電子メール	kyouiku@town.watari.miyagi.jp
ホームページ	https://www.town.watari.miyagi.jp/

別紙—1 リスク分担表

リスク分担表

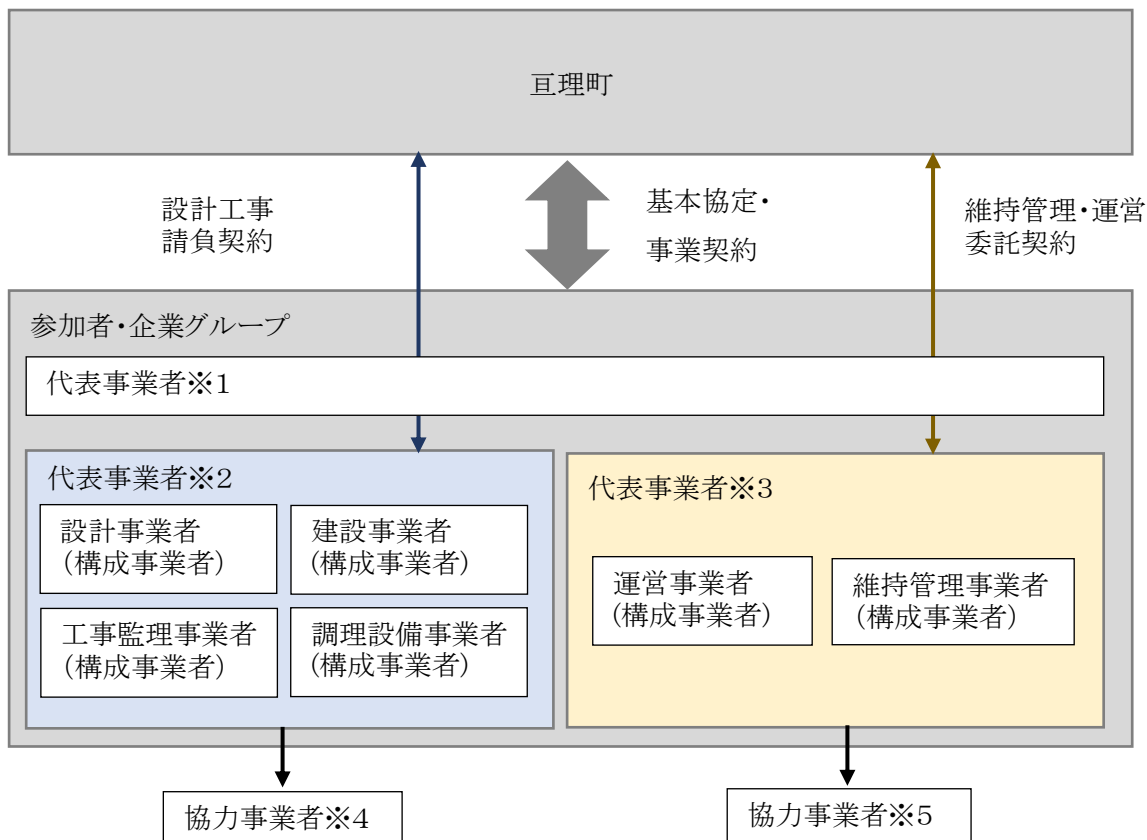
リスク項目		No	リスク内容	リスク分担		
				町	事業者	
共通	政策転換リスク	1.	町の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●		
	制度 関連 リスク	法令 リスク	2.	本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
			3.	上記以外のもの		●
			4.	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●	
		税制度 リスク	5.	その他の税制変更に関するもの(例:法人税率の変更)		●
			許認可 取得 リスク	6.	許認可の遅延に関するもの(町で取得するもの)	●
		7.		許認可の遅延に関するもの(町で取得するもの以外)		●
		社会 リスク	住民対応 リスク	8.	本施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●
	9.			上記以外のもの(事業者が行う調査、建設に関するもの)		●
	環境保全 リスク		10.	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●
	第三者賠償リスク	11.	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		●	
	債務 不履行 リスク	町の責に よるもの	12.	町の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	●	
			事業者の 責によるもの	13.	事業者の事業放棄、破綻に関するもの	
		14.		事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの		●
	不可抗力リスク	15.	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●		
		16.	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		●	
	物価変動リスク	17.	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	●	●	
	要求水準未達リスク	18.	要求水準との不適合に関するもの		●	
	募集要項等リスク	19.	募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの	●		
	提案価格リスク	20.	提案した費用の負担に関するもの		●	
	契約締結リスク	21.	事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合	●※	●※	
	資金調達リスク	22.	町が調達する必要な資金の確保に関するもの	●		
		23.	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●	

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				町	事業者
設計・調査	調査リスク	24.	町が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するもの	●	
		25.	上記以外の測量・調査に起因するもの	●	●
	設計リスク	26.	町の指示・判断による不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)	●	
		27.	上記以外の要因による不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)		●
建設リスク	発注者責任リスク	28.	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
		29.	町の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●	
	用地リスク	30.	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
		31.	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの(町が公表した資料に示されたもの又は町が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物は除く)	●	
		32.	事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの(上記を除く)		●
	工事遅延・未完工リスク	33.	町の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの	●	
		34.	上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		●
	工事費増大リスク	35.	町の指示による工事費の増大に関するもの	●	
		36.	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの		●
	工事監理リスク	37.	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		●
	施設損傷リスク	38.	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの	帰責事由による	
	維持管理・運営	コストリスク	39.	町の責に帰する事業内容の変更に関因する業務量及び費用の増大	●
40.			事業者の責に帰する事業内容の変更に関因する業務量及び費用の増大		●
施設損傷リスク		41.	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの		●
		42.	事故・火災等による施設の損傷	帰責事由による	
		43.	第三者(本施設の利用者を含む)による施設の損傷	帰責事由による	
修繕費コストリスク		44.	事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した修繕費が予想を上回ったことに関するもの		●

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
			町	事業者
事故リスク	45.	町が行う業務に関する事故等に起因するもの又は町の責に帰すべき事由によるもの	●	
	46.	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		●
給食数増減リスク (需要変動リスク)	47.	町の要請による給食数増加に伴い事業者が生じた増加費用の負担	●	
	48.	児童・生徒の増減に伴う給食数の増減による運営業務自体の収益の増減	●	
異物混入リスク (食中毒リスク)	49.	検収業務以降における確認不足に起因する異物除去不足		●
	50.	学校内での配膳における異物混入等	●	
	51.	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		●
	52.	調理作業の瑕疵による調達食材の異常		●
アレルギー対応 リスク	53.	調理、配送における異物混入等		●
	54.	アレルギー児童・生徒の情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、除去食対応時の献立作成ミス等、町の責に帰すべき事由による発症	●	
	55.	突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による)	●	
	56.	調理段階における禁忌物質の混入による発症		●
	57.	食材調達時及び配送先の誤り等、事業者の責に帰すべき事由による発症		●
	58.	収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症	●	
配送遅延リスク	59.	アレルギー児童・生徒の個人情報の流失		帰責事由による
	60.	町の責による配送の遅延により町及び事業者が生じた増加費用・損害の負担(食材納入遅延による調理作業の遅れ等)	●	
運搬費用増大リスク	61.	事業者の責による配送の遅延により町及び事業者が生じた増加費用・損害の負担(誤送による配送の遅延等)		●
	62.	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大(交通事情悪化による運送費増加等)		帰責事由による
食器等破損リスク	63.	食器等の破損に関するもの		帰責事由による
残食及び残渣処理 リスク	64.	学校における残食及び残渣の分別	●	
移管 リスク	65.	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●
	66.	事業契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●

※: 契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。

別紙—2 スキーム図



- ※1 事業全体の代表事業者。
- ※2 設計・建設業務の代表事業者。設計事業者、建設事業者、工事監理事業者、調理設備事業者のどこか1社が担う。
- ※3 維持管理・運營業務の代表事業者。運営事業者もしくは、維持管理事業者が担う。
- ※4 設計・建設業務を請け負う事業者の下請け企業。
- ※5 維持管理・運營業務を請け負う事業者の下請け企業。